

特定非営利活動法人パーソナルコンピュータ利用技術学会 論文誌採録料金規程

(令和3年5月29日改定)

(目的)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人パーソナルコンピュータ利用技術学会（以下、「本学会」という）が発行する論文誌（電子ジャーナルを含む）に投稿原稿を掲載する場合の料金に関して定める。

(料金)

第2条 投稿原稿が本学会の論文誌に採録になった場合、投稿者（代表者）は下表に定める料金を支払うものとする。

投稿者（代表者）区分		会員 （一般）	会員 （学生・シルバー）	非会員
採録料金	基本（10 ページまで）	40,000 円	30,000 円	50,000 円
	追加（1 ページにつき）	10,000 円	10,000 円	10,000 円
別刷料金	20 部まで毎につき	10,000 円	10,000 円	10,000 円

注）採録料金の追加分・別刷料金については該当しなければ料金は発生しない。投稿者（代表者）には印刷論文2部を送付するものとする。また、本会会員については、電磁的な手法にて論文誌を配布するものとする。

(特別料金)

第3条 論文誌の印刷において特別の対応を要求する場合は、前条の料金に加えて当該費用を支払うものとする。

(支払)

第4条 投稿原稿の採録が決定した場合、本学会は投稿者（代表者）に料金の請求を行う。投稿者（代表者）は、請求から一ヶ月以内に請求された金額を支払うものとする。なお、過去の支払い状況などによっては、本学会の判断により、支払いがあるまで投稿原稿の掲載を保留することがある。

(投稿者区分)

第5条 投稿者（代表者）の区分は投稿原稿を受理した時点で判定する。

附則

- この規程は、令和3年以降に発行する論文誌に掲載する投稿原稿から適用する。
- 本学会の著作権管理規程（平成30年5月28日制定）附則第2項に基づき同規程の適用を求める場合は、第2条に定める採録料金の基本の半額を支払うものとする。
- 以下の条件をすべて満たす場合は前項の支払いを免除する。
 - 平成31年6月30日までに同意書を提出して著作権管理規定の適用を求めること
 - 過去に採録料金等の支払い遅延や未払いがないこと